

長崎県産業労働部試験研究機関受託研究規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県産業労働部試験研究機関（以下「研究機関」という。）が、県以外の者から委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(委託者の範囲)

第2条 研究機関に研究を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 国及び公共的団体
- 二 長崎県内に事業所等を有する中小企業及び中小企業の団体等（以下「企業等」という。）

ただし、長崎県内に事業所等を有しない企業であってもその研究を受託することが本県の技術振興に寄与すると認められるときはこの限りでない。

(委託の基準)

第3条 受託研究は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 県が行う試験研究として関連して実施することが必要又は有益であると認められるもの
- 二 県が行う試験研究に重要な資料を提供すると認められるもの
- 三 県内の企業等の育成に有益と認められるもの
- 四 前号に掲げるもののほか、研究機関において実施することが特に必要又は有益であると認められるもの

(受託研究の申込)

第4条 研究機関に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、受託研究申込書（様式1号）を研究機関の長（以下「研究機関長」という。）に提出するものとする。

2 委託者は、自己又は自己の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

3 次条に規定する受託研究契約を締結後に委託者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、当該契約を即時解除することができる。また、当該契約を解除した場合には、長崎県はこれによる委託者の損害を賠償する責を負わない。

(受託研究契約の締結等)

第5条 研究機関長は、申込みのあった受託研究について、受託することが適当と判断した場合は、受託研究契約書(様式2号)により委託者と契約(以下「受託研究契約」という。)を締結するものとする。

2 研究機関長は、前項の規定により受託研究契約を締結した場合は、受託研究申込書の写しと受託研究契約書の写しを研究機関を所管する課長に提出するものとする。

(研究費の負担)

第6条 研究機関が受託研究の実施のために必要な経費(以下「研究費」という。)は、委託者が負担する。ただし、委託者は、受託研究に必要な資材、消耗品等を現物貸与し、又は現物納入することができる。

2 前項の研究費の積算は、旅費、消耗品費、光熱水費、備品購入費、人件費(臨時職員の賃金その他必要な費用)、その他必要な費用及び研究機関の設備を使用する場合には、条例等に定める額について、委託者と協議して定めるものとする。

(研究費の納付)

第7条 委託者は、受託研究契約の定めるところにより、研究に要する費用(以下「研究費」という。)を県に納付するものとする。

(研究等の中止)

第8条 研究機関長は、研究機関の業務に支障が生じるとき又はやむを得ない事由により受託研究の継続が困難となったときは、当該受託研究を中止することができるものとする。その場合、研究機関長は、直ちにその旨を委託者に通知するものとする。

2 委託者は、やむを得ない事由により受託研究の継続が困難となったときは、当該受託研究の中止を研究機関長に申し出ることができるものとする。

3 研究機関長は、委託者からの申し出がやむを得ないものと判断するときは受託研究を中止することができる。その場合、研究機関長は、直ちにその旨を委託者に通知するものとする。

(研究成果の報告)

第9条 研究機関長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、速やかに受託研究の結果又は経過を委託者に報告するものとする。

(研究費の精算)

第10条 研究機関長は、受託研究を終了し、若しくは中止し、又は研究実施期間が満了したときは、遅滞なく研究費を精算するものとする。

(研究成果の公表)

第11条 研究機関長は、受託研究を終了したときは、必要に応じ、その結果を公表するものとする。

(特許を受ける権利等)

第12条 受託研究の業務を担当する研究機関の研究員が受託研究において発明、考案、又は意匠の創作（以下「発明等」という。）をした場合、当該発明等に係る特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案権若しくは意匠権（以下「特許を受ける権利等」という。）については、受託契約において特別の定めをした場合を除き、「長崎県職員の職務発明等に関する規定（昭和57年11月5日付訓令第10号）」の定めるところにより、県が承継することができるものとする。

(優先実施権等)

第13条 前条の規定により、県に承継された特許を受ける権利等及び著作権は、研究受託完了の年度から5年を超えない範囲において、契約書で定めるところにより、一定期間委託者又はその指定するものに限り優先的な実施を許諾することができる。

2 県は、前条の規定により優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先的実施の期間中においても第三者に対し当該優先実施権に係る発明の実施を許諾することができる。

(取得財産の取扱い)

第14条 受託研究の実施に伴い取得した設備等の所有権は、受託契約において特別の定めをした場合を除き、県に帰属するものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。